

議案第三十九号

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年六月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
(港区立認定こども園条例の一部改正)

第一条 港区立認定こども園条例(平成二十七年港区条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「第三項」の下に「及び第四項」を、「基本保育料」の下に「及び基本保育に係る給食費」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「第十四条の二」を「第十四条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 区長は、基本保育を実施した子ども(子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに限る。)について、当該子どもの扶養義務者から、別表第三に

定める給食費（以下「基本保育に係る給食費」という。）を徴収する。

第七条第四項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第八条第四項中「別表第四」を「別表第五」に改め、同条第五項中「別表第四備考二」を「別表第五備考二」に改め、同条第六項中「別表第四」を「別表第五」に、「幼児教育に要する費用」を「幼児教育保育料」に改める。

第九条第四項中「別表第五」を「別表第六」に改める。

第十二条第四項中「別表第六」を「別表第七」に改める。

第十三条第一項中「基本保育料」の下に「基本保育に係る給食費」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）	
階層区分	定 義	3歳未満児の場合の円	3歳以上児の場合の円
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0
C	1 当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	0
	2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400	0
	3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,100	0
D	1 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,900	0
	2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,500	0
	3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,600	0
	4 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	14,000	0
	5 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	18,300	0
	6 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	22,100	0
	7 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	24,300	0
	8 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	26,200	0
	9 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	28,300	0
	10 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	30,000	0
	11 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,900	0
D	12 A階層を除き当年度分の区市町村民税が課税となる世帯	33,400	0
	13 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	35,200	0
	14 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	36,700	0

1 5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	38,300	0
1 6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	39,600	0
1 7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	41,200	0
1 8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	44,700	0
1 9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	50,300	0
2 0	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	55,300	0
2 1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	59,200	0
2 2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	63,500	0
2 3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	67,800	0
2 4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	72,100	0
2 5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	76,400	0
2 6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	79,800	0
2 7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上である世帯	83,200	0

備考

- 1 3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）				
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	
		円	円	円	円	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯		0		0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯		0		0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800		0	
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,300		0	
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,000		0	
D	A階層を除き当年度分の区市町村民税が課税となる世帯	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,700		0
		2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,300		0
		3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,400		0
		4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	13,700		0
		5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	17,900		0
		6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	21,700		0
		7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,800		0
		8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,700		0
		9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	27,800		0
		10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	29,400		0
		11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,300		0
		12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	32,800		0
		13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	34,600		0
		14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	36,000		0
		15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	37,600		0

16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	38,900	0
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	40,400	0
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	43,900	0
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	49,400	0
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	54,300	0
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	58,100	0
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	62,400	0
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	66,600	0
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	70,800	0
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	75,100	0
26	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	78,400	0
27	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上である世帯	81,700	0

備考

- 1 3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第六を別表第七とする。

別表第五中「~~別表~~」を「~~別表~~」に改め、同表を別表第六とする。

別表第四を削り、別表第三を別表第四とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第5 幼児教育保育料（第8条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）		
階層区分	定 義	幼児教育に要する費用	給食費	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0	
C	A階層を除き当年度分の区市町村民税の所得割が課税となる世帯	1 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	0	0
		2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	0	0
		3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え77,100円以下である世帯	0	0
		4 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下である世帯	0	5,000 8月分のみ0
		5 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が211,200円を超える世帯	0	5,000 8月分のみ0

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第3 基本保育に係る給食費（第6条関係）

階 層 区 分	徴収月額（子ども単位）
A階層、B階層、C階層及びD1階層（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯に限る。）に属する世帯	0円
D1階層（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円以上の世帯に限る。）からD27階層までの階層に属する世帯	5,000円

備考 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。

(港区保育の実施に関する条例の一部改正)

第二条 港区保育の実施に関する条例(昭和六十二年港区条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(給食費の徴収)

第三条の二 区長は、区立保育園(港区立保育園条例(平成二十三年港区条例第十二号)第二条で定める保育園をいう。以下同じ。)において、第二条による保育の実施を行ったときは、当該児童(子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに限る。)の扶養義務者から、食事の提供に要する費用(以下「給食費」という。)の額を徴収する。

第四条第一項中「前条」を「第三条」に改め、同条第二項中「第十四条の二」を「第十四条」に改める。

第四条の五第一項中「対し、」の下に「区立保育園において」を加え、同条を第四条の六とする。

第四条の四第一項中「対し、」の下に「区立保育園において」を加え、同条を第四条の五とする。

第四条の三第一項中「対し、」の下に「区立保育園において」を加え、同条を第四条の四

とする。

第四条の二第一項中「児童」の下に「（区立保育園における同条による保育の実施がされている児童に限る。）」を加え、同条第四項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条を第四条の三とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（給食費の額の決定）

第四条の二 第三条の二の規定により徴収する給食費の額は、別表第三に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第三項各号に掲げる児童に係る給食費は、無料とする。

第五条の見出し中「基本保育料」の下に「及び給食費」を加え、同条中「第四条」の下に「第四条の二」を、「基本保育料」の下に「及び給食費」を加える。

第六条中「第四条の三」を「第四条の四」に改め、「基本保育料、」の下に「給食費、」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第4条関係）

階層区分		各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	徴収月額（児童単位）	
			3歳未満児の場合の円	3歳以上児の場合の円
A		生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0
B		A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,100	0
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,900	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,500	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,600	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	14,000	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	18,300	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	22,100	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	24,300	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	26,200	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	28,300	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	30,000	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,900	0
D	12	A階層を除き当年度分の区市町村民税が課税となる世帯	33,400	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	35,200	0
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	36,700	0

15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	38,300	0
16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	39,600	0
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	41,200	0
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	44,700	0
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	50,300	0
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	55,300	0
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	59,200	0
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	63,500	0
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	67,800	0
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	72,100	0
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	76,400	0
26	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	79,800	0
27	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上である世帯	83,200	0

備考

- 1 3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第4条関係）

階層区分		定 義	徴収月額（児童単位）	
			3歳未満の場合の円	3歳以上児の場合の円
A		生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0	0
B		A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,300	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,000	0
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,700	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,300	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,400	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	13,700	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	17,900	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	21,700	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,800	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,700	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	27,800	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	29,400	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,300	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	32,800	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	34,600	0
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	36,000	0
	15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	37,600	0

16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	38,900	0
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	40,400	0
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	43,900	0
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	49,400	0
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	54,300	0
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	58,100	0
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	62,400	0
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	66,600	0
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	70,800	0
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	75,100	0
26	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	78,400	0
27	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上である世帯	81,700	0

備考

- 1 3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第三中「辨[△]ホ[△]ホ[△]の[△]」を「辨[△]ホ[△]の[△]」に改め、同表を別表第四とする。
別表第二の次に次の一表を加える。

別表第3 給食費（第4条の2関係）

階 層 区 分	徴収月額（児童単位）
△階層、B階層、C階層及びD1階層（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯に限る。）に属する世帯	0円
D1階層（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円以上の世帯に限る。）からD27階層までの階層に属する世帯	5,000円

備考 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

(港区立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の港区立認定こども園条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第六条第四項及び第六項、第八条第六項、第十三条第一項、別表第一から別表第三まで並びに別表第五の規定は、令和元年十月分以後の基本保育料(改正後の条例第六条第三項に規定する基本保育料をいう。以下この項において同じ。)、基本保育に係る給食費(改正後の条例第六条第四項に規定する基本保育に係る給食費をいう。)、及び幼児教育保育料(改正後の条例第八条第四項に規定する幼児教育保育料をいう。以下この項において同じ。)から適用し、同年九月分までの基本保育料及び幼児教育保育料については、なお従前の例による。

(港区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の港区保育の実施に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)、第三条の二、第四条の二、第五条、第六条及び別表第一から別表第三までの規定は、令和元年十月分以後の基本保育料(改正後の条例第三条に規定する基本保育料をいう。以下この項において同じ。)、及び給食費(改正後の条例第三条の二に規定する給食

費をいう。)から適用し、同年九月分までの基本保育料については、なお従前の例による。

(説明)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和元年政令第十七号)の施行による子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の一部改正に伴い、認定こども園及び区立保育園等に係る基本保育料等を無料とするとともに、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第八号)の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成二十六年内閣府令第三十九号)の一部改正を踏まえ、新たに給食費を定めるため、本案を提出いたします。